

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和4年5月19日
独立行政法人日本学術振興会

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日 平成31年2月8日変更閣議決定）以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進するための取組を引き続き行った。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約法及び基本方針に基づいた令和3年度の本会の契約実績はなかった。
- 環境配慮契約を推進するための日本学術振興会における体制として、環境物品等の調達
の推進に関する基本方針に基づき設置された「日本学術振興会グリーン調達推進検討委
員会」を引き続き活用することとした。
- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を
引き続き推進するようにした。